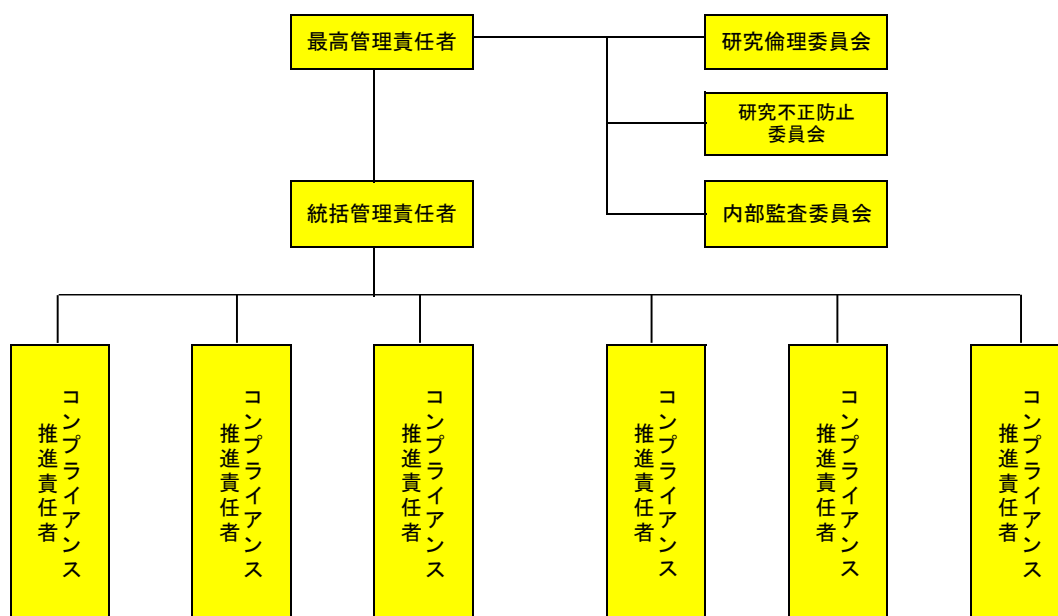


千葉商科大学における研究活動上の不正使用・不正行為防止に関する責任体制



※ コンプライアンス推進責任者は、研究倫理教育責任者を兼務する。

<担当者及び権限の範囲>

最高管理責任者	学長
研究活動及び研究資金等の運営・管理の最終責任を負う。 不正防止対策の基本方針を策定・周知するとともに、それらを実施するために必要な措置を講じる。また、統括管理責任者及びコンプライアンス推進責任者が責任を持って競争的資金等の運営・管理が行えるよう、適切にリーダーシップを発揮しなければならない。	
統括管理責任者	副学長又は大学事務局長等（最高管理責任者指名）
最終責任者を補佐し、研究活動の研究資金等の運営・管理について大学全体を統括する。 不正防止対策の組織横断的な体制を統括する責任者であり、基本方針に基づき、機関全体の具体的な対策を策定・実施し、実施状況を確認するとともに、実施状況を最高管理責任者に報告する。	
コンプライアンス推進責任者	学部長・研究科長
統括管理責任者の指示の下、以下を実施する。 (1) 自己の管理監督又は指導する部局等における対策を実施し、実施状況を確認するとともに、実施状況を統括管理責任者に報告する。 (2) 不正防止を図るため、部局等内の競争的資金等の運営・管理に関わる全ての構成員に対し、コンプライアンス教育を実施し、受講状況を管理監督する。 (3) 自己の管理監督又は指導する部局等において、構成員が、適切に競争的資金等の管理・執行を行っているか等をモニタリングし、必要に応じて改善を指導する。	
研究倫理委員会	学部長、会計ファイナンス研究科長、 教育研究支援部長、教育研究支援オフィス課長、 学長が指名した者
法令等により委員会の審査を経なければならないとされている研究、研究倫理に反するあるいはおそれのある行為、 不当又は不正な扱いを受けた者からの苦情や相談等に関する事項等について審議する。	
研究不正防止委員会(防止計画推進部署)	学部長、会計ファイナンス研究科長、研究所長、 大学事務局長、大学事務局次長、経理部長、 会計課長、教育研究支援部長、 教育研究支援オフィス課長
研究機関全体の観点から不正防止計画の推進を担当する者又は部署を置き、機関全体の具体的な対策を策定・実施し、実施状況を確認する。また、内部監査委員会とは別に設置し密接な連絡を保ちつつも、内部監査委員会からのチェックが働くようにすることが望ましい。 研究不正防止委員会(防止計画推進部署)は、研究不正防止に関する具体案を提案し、実施状況を確認する。	
研究活動内部監査委員会	総務部長、総務課長、 委員長指名による職員若干名
機関全体の視点から、モニタリング及び監査制度を整備し、リスクアプローチ監査を実施する。また、内部監査委員会は監事及び会計監査人との連携を強化する。 監事及び公認会計士には、科研申請時における「体制整備等自己評価チェックリスト」の内部監査を依頼する。	
事務局	教育研究支援オフィス